

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年10月27日（火） 10：00～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（総務大臣）  
岩城光英 国務大臣（法務大臣）  
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）  
馳浩 国務大臣（文部科学大臣）  
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）  
森山裕 国務大臣（農林水産大臣）  
林幹雄 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）  
丸川珠代 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
中谷元 国務大臣（防衛大臣）  
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）  
高木毅 国務大臣（復興大臣）  
河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
遠藤利明 国務大臣  
欠席：安倍晋三 内閣総理大臣  
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官  
杉田和博 内閣官房副長官  
横畠裕介 内閣法制局長官  
欠席：世耕弘成 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3件
○公布（条約）	1件
○政令	5件
○人事	8件
○配布	1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、萩生田副長官から御説明申し上げます。

○萩生田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日・ウクライナ投資協定」の効力発生のための通告について、御決定をお願いいたします。本協定は、先の通常国会で承認を得たものであります。併せて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、同期間の暴風雨等により被害を受けた茨城県常総市の区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、日本政策金融公庫等の災害融資について、金利軽減の特別措置を講ずるものであります。あわせて、同期間における激甚災害に対する措置として、常総市の区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を追加する「同災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について、御決定をお願いいたします。

次に、恩赦3件について、御決定をお願いいたします。復権及び刑の執行の免除を行うものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」は、参議院合同選挙区選挙に関し、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等を定めるとともに、その執行に係る規定の整備を行うものであります。

次に、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を本年12月1日とするものであります。

次に、「都市計画法施行令の一部を改正する政令」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定等に際し、農林水産大臣への協議が必要となる土地の区域を定めるものであります。

次に、「航空法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年12月10日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、林経済産業大臣が第10回日中韓経済貿易大臣会合出席等のため、29日から30日まで、菅内閣官房長官が米軍関連施設視察等のため、29日から30日まで、遠藤国務大臣がラグビーワールドカップ2015視察等のため、明日から11月3日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、スロベニア国駐箚大使城守茂美、ルーマニア国駐箚大使山本啓司及びコロンビア国駐箚大使渡部和男を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件

について、御決定をお願いいたします。

次に、鈴木公宏外192名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「厚生労働白書」があります。本件につきまして、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外の人事案件について、申し上げます。平成27年秋の叙勲3,965名、外国人叙勲89名、平成27年度文化勲章7名について、それぞれ御決定を、平成27年度文化功労者16名について、御了解をお願いいたします。なお、叙勲候補者のうち、発令日までの間に死亡した者につきましては、死亡日の日付で勲章を授与することとし、また、勲章を授与することがふさわしくない事由が生じた候補者につきましては、その発令を留保することとしております。報道関係の取扱いにつきましては、叙勲及び外国人叙勲は、11月3日午前5時から、文化勲章及び文化功労者は、10月30日午前11時30分からそれぞれ報道解禁となっておりますので、名簿の取扱いにつきましては、特に御留意いただきますようお願いいたします。これらのことに関連いたしまして、後程、内閣官房長官から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：平成27年版厚生労働白書について、報告いたします。今回の白書は、「人口減少社会を考える」をテーマに、人口減少社会の背景や国民の意識の分析、諸外国との比較を行いつつ、人口減少克服のための国、自治体や企業等の取組事例を紹介しています。

この白書が、人口減少に対する認識を国民の皆様と共有するきっかけとなることを期待するとともに、厚生労働省としても関係省庁と連携し、人口減少の克服と一億総活躍社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

最後に、白書の作成に当たって、関係府省から御協力をいただいたことに、改めて御礼申し上げます。

○菅国務大臣：次に、私から、平成27年秋の叙勲、外国人叙勲及び平成27年度文化勲章について、申し上げます。

平成27年秋の叙勲、外国人叙勲及び平成27年度文化勲章の候補者については、厳正な審査を経てお手元に配付の資料のとおりとなりました。

これらの候補者につきましては、閣議で御決定いただいた後、天皇陛下の御裁可を仰いだ上で、来る11月3日に発令する運びとなっております。

次に、加藤大臣。

○加藤国務大臣：平成27年度「子ども・若者育成支援強調月間」について、申し上げます。

11月1日から30日までの1か月間、「子ども・若者育成支援強調月間」を実施します。

この強調月間は、子供・若者をめぐる諸課題に対応するため、全国で子ども・若者育成支援のための大会や街頭啓発活動などを集中的に実施するものです。

本年度も引き続き、「いのち輝く みんなの未来」をスローガンに、「子供・若者

の社会的自立支援の促進」,「生活習慣の見直しと家庭への支援」,「児童虐待の予防と対応」,「子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進」及び「子供の貧困対策の推進」の5つを重点事項として,子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実と定着を図ってまいります。

閣僚各位の御理解,御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣:次に,防衛大臣。

○中谷国務大臣:普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立法に基づく埋立承認の取消しにつきましては,政府としては,沖縄県宜野湾市の中央部に所在し,住宅や学校などに密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており,これは,政府と沖縄の皆様方との共通認識であるものと考えております。

普天間飛行場の移設については,キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が,同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えに変わりはありません。

かかる考えの下,防衛省としては,移設を決定した平成18年の閣議決定及び累次にわたる日米合意を踏まえ,同水域の埋立てを行うため,一昨年12月,当時の沖縄県知事から公有水面埋立法に基づく埋立承認を得,爾来,当該埋立てに向けた作業を行ってきたところです。

しかしながら,昨年11月の沖縄県知事選挙において当選した現在の知事は,一貫して辺野古における基地建設に反対する旨の意向を表明し,政府としては,本年4月に総理及び内閣官房長官が,5月に私が,それぞれ知事と会談し,さらに,8月には1箇月の沖縄県との協議期間を設け,集中的に協議するなど,普天間飛行場の辺野古への移設に係る政府の考え方について,丁寧な説明を行いながら,理解を求めてきました。

このような取組を重ねてきたにもかかわらず,沖縄県知事の理解を得るには至らず,本年10月13日,知事は,本件承認に瑕疵があることが判明したとして,これを取り消す処分を行いました。

防衛省としては,本件承認に瑕疵はなく,これを取り消す処分は違法であるとの立場に揺るぎはなく,本件承認の取消しにより,普天間飛行場の危険性や騒音等の被害の除去が困難となり,また,外交の最高レベルにおいて繰り返し確認された同飛行場の辺野古への移設ができなくなることで,米国との信頼関係に悪影響を及ぼすなどの外交・防衛上重大な損害が生じることになり,本件承認の取消しは,著しく公益を害することが明らかであります。

このため,法定受託事務である本件承認に係る事務について,その法令違反の是正を図る必要がありますので,政府の一致した方針として,今般,公有水面埋立法の所管大臣たる国土交通大臣において,地方自治法に基づく代執行等の手続に着手していただくことをお願いいたしたく,配布資料の方針につき御了解を求めます。

○菅国務大臣:次に,国土交通大臣。

○石井国務大臣:ただいま防衛大臣が述べられたとおり,私としても,今回の沖縄県

知事による本件承認の取消処分は、公有水面埋立法に違反するものであり、当該取消処分は著しく公益を害することが明らかであるものと認識しております。

このため、法定受託事務である本件承認の取消処分について、その法令違反の是正を図る必要がありますので、地方自治法に基づく代執行等の手続に着手することとし、まずは沖縄県知事に対して、当該取消処分を取り消すべきことを勧告することといたします。

○菅国務大臣：次に、私から、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立法に基づく埋立承認の取消しについて、申し上げます。

政府として、最も大切なことは、住宅や学校に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の固定化を絶対に避け、その危険性を早期に除去することです。

沖縄防衛局による辺野古地先の公有水面埋立てについて、既に行政の判断は示されております。

我が国は法治国家であり、行政の安定性・継続性という観点から、自然環境や住民の生活環境に最大限配慮し、普天間飛行場の辺野古への移設を着実に進めていく必要があります。

本件については、現在、沖縄防衛局が国土交通大臣に対し申し立てた行政不服審査法に基づく不服申立てに係る審査手続が進行しているところではありますが、本件承認取消処分の違法性について、最終的に司法の判断を仰ぐことができる代執行等の手続をとることが相当であります。

このため、今回の沖縄県知事による本件承認取消処分について、政府としては、地方自治法に基づく代執行等の手続に着手することといたします。

他方で、嘉手納飛行場以南の土地の返還など、引き続き沖縄の負担軽減に全力で取り組んでまいり所存でありますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、内閣総理大臣臨時代理たる麻生副総理から御発言がございます。

○麻生国務大臣：林大臣及び菅内閣官房長官は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、島尻大臣を経済産業大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理を命じ、安倍総理が内閣官房長官の事務を取り扱われることとなります。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

河野大臣から御発言がございます。

○河野国務大臣：11月5日は「津波防災の日」です。「津波防災の日」及びその前後の期間において、津波防災に対する意識の向上や、適切な避難行動の定着を目指し、全国各地において津波防災訓練や、普及啓発のイベントが行われます。

本年度は、内閣府による全国10か所での地震・津波防災訓練を始め、国、地方公共団体、民間企業などにおいても津波避難訓練が多数行われます。また、ふなっしーやくまモンなどの発信力あるご当地キャラクターなどが「津波防災ひろめ隊」を結成し、各地域で津波防災に関する普及啓発に取り組みます。

津波防災に関する普及啓発をするためのピンバッジを机上にお配りいたしましたので、大臣の皆様には「津波防災の日」の前後の期間に、是非とも御着用いただくなど、津波防災の意識向上等に、引き続き御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## ◎一般案件

- 資料あり ○投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の効力発生のための通告について (決定) (外務省)
- 〃 ○平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について (決定) (財務・厚生労働・農林水産・経済産業省)
- 資料なし ☆恩赦について (決定) (内閣官房)

## ◎公布 (条約)

- 資料なし ☆投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定 (決定) (外務省)

## ◎政 令

- 資料あり ○平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令 (決定) (内閣府本府・財務・経済産業省)
- 〃 ○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (決定) (総務省)
- 〃 ○矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行期日を定める政令 (決定) (法務省)
- 〃 ○都市計画法施行令の一部を改正する政令 (決定) (国土交通省)
- 〃 ○航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決定) (同上)

◎人 事

- 資 料 ☆ 経 済 産 業 大 臣 林 幹 雄 外 2 名 の 海 外 出 張 に つ い て  
な し ( 了 解 )
- 資 料 ○ 特 命 全 権 大 使 城 守 茂 美 外 2 名 を 願 に 依 り 免 ず る こ  
あ り と に つ い て ( 決 定 )
- 資 料 ☆ 武 宮 英 子 外 1 名 を 判 事 兼 簡 易 裁 判 所 判 事 等 に 任 命  
な し し , 判 事 市 川 正 巳 外 1 名 を 願 に 依 り 免 ず る こ と に  
つ い て ( 決 定 )
- 資 料 ☆ 福 井 大 学 名 誉 教 授 鈴 木 公 宏 外 1 9 2 名 の 叙 位 又 は  
あ り 叙 勲 に つ い て ( 決 定 )

◎配 布

☆平成27年版厚生労働白書 (厚生労働省)

[○署名あり ☆署名なし]



件 名 外 案 件

〔平成27年〕  
10月27日 (火)

◎人 事

- 資 料  
あ り
- 平成27年秋の叙勲について（決定）
  - 〃 ○平成27年秋の外国人叙勲について（決定）
  - 〃 ○平成27年度文化勲章の授与について（決定）
  - 〃 ○平成27年度文化功労者の決定について（了解）

〔○署名あり ☆署名なし〕